

※同時記者発表 高松サンポート記者クラブ／徳島県政記者クラブ／池田記者クラブ／
四国中央記者クラブ／高知新聞社嶺北支局

『吉野川水系河川整備計画（変更原案）』の一部修正 にかかると公表及び意見募集について

- ◇四国地方整備局では、平成29年6月9日に吉野川水系河川整備計画「吉野川の河川整備（国管理区間）」【変更原案】（以下、「変更原案」という。）を公表し、6月9日～7月10日まで意見を広く一般の方々から募集するためのパブリックコメントを実施し、平成29年7月3日には吉野川学識者会議において、学識経験を有するの方々から変更原案への意見をいただき、現在、意見の集約、整理、検討を実施しています。
- ◇また、吉野川学識者会議では「吉野川上流部における治水対策の計画段階評価」（以下、「計画段階評価」という。）についても意見をいただきました。
- ◇この度、計画段階評価における国土交通省の対応方針が決定したことを踏まえ、「上流ダム群の改良等」の記載について、再度、吉野川学識者会議の意見をいただき、変更原案を一部修正しました。
《国土交通省の対応方針については、国土交通省ウェブサイト
http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h29.html
をご覧ください。》
- ◇今後、一部修正の内容について、再度パブリックコメントを実施し、意見を広く一般の方々から募集し、河川整備計画の変更を進めてまいります。
《吉野川水系河川整備計画については、徳島河川国道事務所ウェブサイト
http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/top_index.html
をご覧ください。》

本施策は、四国圏広域地方計画「NO.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災向上プロジェクト」の取組に該当します。

【問い合わせ先】

◆総合的なお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 電話：087-851-8061
河川部 河川計画課 建設専門官 山本 卓男（内線 3613）

◆河川整備計画の変更に関するお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
電話：088-654-2211（代表） 088-654-9611（直通）
河川調査課長 梶取 真一（内線 351）
吉野川ダム統合管理事務所 電話：0883-72-3000
調査課長 中山 正一（内線 351）

吉野川水系河川整備計画(変更原案)の一部修正にかかる 公表及び意見募集について

このたび、河川整備計画の変更を行うため、吉野川水系河川整備計画「吉野川の河川整備(国管理区間)【変更原案(一部修正)】(以下、「変更原案(一部修正)」という。)を作成しましたので公表します。修正箇所は変更原案(一部修正)の120-2ページ「上流ダム群の改良等」で次ページの対比表のとおりです。

主な修正の内容は、早明浦ダムの洪水調節容量を1,700万m³増大させるとともに、ダム堤体の低標高部に放流設備を増設することとしています。

増大させる洪水調節容量のうち、700万m³は利水安全度を低下させることなく、近年の営農形態の変化を踏まえた不特定農業用水の期別補給パターンの変更により確保し、1,000万m³については、発電専用容量の予備放流により洪水調節容量を確保することとしています。

今後、下記のとおり変更原案(一部修正)に対する意見を広く一般の方々から募集し、これまでいただいた意見と合わせて集約したのち、対応方針を検討のうえ、できる限り吉野川水系河川整備計画(変更案)に反映いたします。

パブリックコメント

(1)募集期間 平成29年7月26日(水)から平成29年8月8日(火)

(2)意見提出方法 郵送、FAX、Eメール、ウェブサイト、投入箱

※1 変更原案(一部修正)の入手方法等は別紙-1のとおり

※2 パブリックコメントの詳細は、別紙-2のとおり

5) 高潮等対策

吉野川河口部においては、高潮による浸水や河道内侵入波浪の越波*による被害を防止・軽減するため、被害の発生状況を考慮し必要に応じて高潮堤防*等の整備を実施する。

なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者など関係機関との調整を図る。



現状の堤防写真

6) 上流ダム群の改良等

上流ダム群の洪水調節機能の向上に向け、関係機関と調整・連携しつつ、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。

また、上流ダム群のさらなる洪水調節機能向上について引き続き検討を行う。

池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下*を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地嵩上げ*等の対策を行う。また、早明浦ダム下流において浸水が発生している区間について、関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

6) 上流ダム群の改良等

上流ダム群の洪水調節機能の向上に向け、関係機関と調整・連携しつつ、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。なお、早明浦ダムの施設の改築、貯水池容量配分の変更により、現況の洪水調節容量を9,000万m³から10,700万m³に増大させるとともに、洪水時の放流能力増強のため、洪水吐きの新設等を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。

また、上流ダム群のさらなる洪水調節機能向上について引き続き検討を行う。い、必要な対策を実施する。

池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下*を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地嵩上げ*等の対策を行う。また、早明浦ダム下流において浸水が発生している区間について、関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

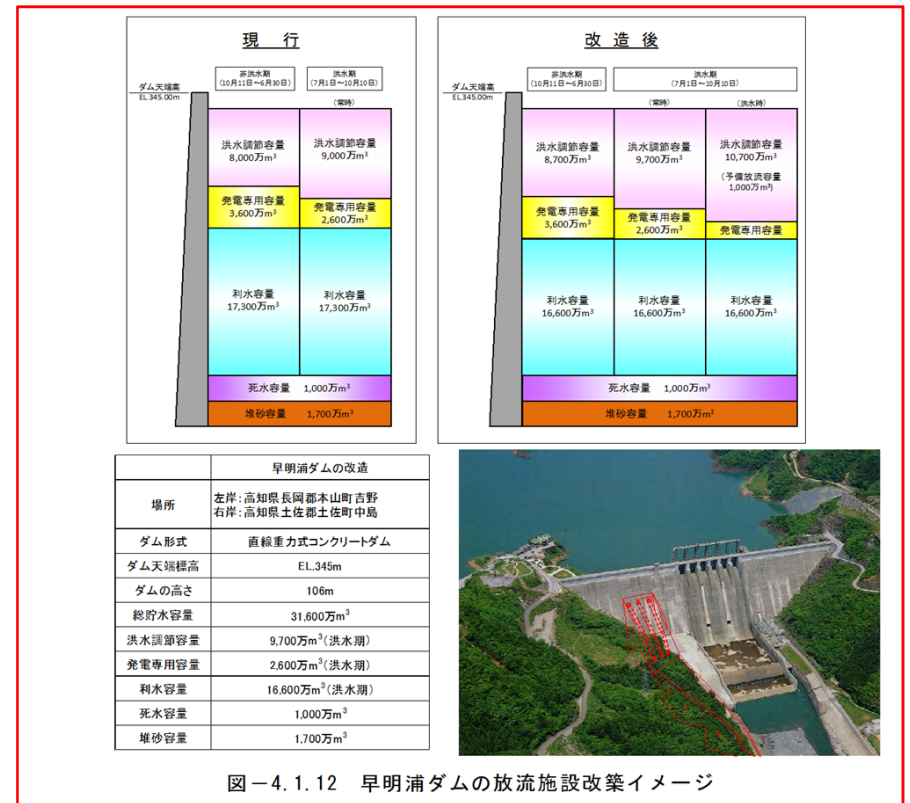


図-4.1.12 早明浦ダムの放流施設改築イメージ

吉野川水系河川整備計画【変更原案（一部修正）】の閲覧および入手について

1. インターネットによる閲覧(資料の入手)

変更原案（一部修正）は、平成29年7月26日（水）より、下記のウェブサイトにおいて、資料の閲覧、入手が可能です。また、「意見募集フォーム」によりご意見の入力が可能です。

【吉野川水系河川整備計画ウェブサイト】

http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/top_index.html

2. 閲覧場所での閲覧

平成29年7月26日（水）から8月8日（火）まで、以下の場所において、資料の閲覧が可能です。（午前9時から午後5時まで閲覧が可能。ただし土曜日・日曜日・祝日を除く）

- ・ 国土交通省四国地方整備局 8階情報公開室
（香川県高松市サンポート3-33）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 1階情報発信室
（徳島県徳島市上吉野町3-35）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川鴨島出張所
（徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川上板出張所
（徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川貞光出張所
（徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川美馬出張所
（徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 旧吉野川出張所
（徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32）
- ・ 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所 1階広報コーナー
（徳島県三好市井川町西井川68-1）
- ・ 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所 吉野川砂防出張所
（高知県長岡郡本山町本山1010-2）
- ・ 国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所 1階広報コーナー
（徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1）
- ・ 国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所 柳瀬ダム管理支所
（愛媛県四国中央市金砂町小川山乙1623-1）
- ・ 独立行政法人水資源機構吉野川本部 閲覧コーナー
（香川県高松市天神前10-1 高松天神前ビル7階）
- ・ 独立行政法人水資源機構旧吉野川河口堰管理所 1階事務グループ 室内閲覧場所
（徳島県徳島市川内町榎瀬841）

- ・独立行政法人水資源機構池田総合管理所 3階閲覧コーナー
(徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1)
- ・独立行政法人水資源機構早明浦ダム・高知分水管理所 1階閲覧コーナー
(高知県土佐郡土佐町田井6591-5)
- ・独立行政法人水資源機構新宮ダム管理所 2階玄関
(愛媛県四国中央市新宮町大字馬立1144)
- ・独立行政法人水資源機構富郷ダム管理所 1階閲覧コーナー
(愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6)
- ・徳島県県土整備部河川整備課 8階河川整備課
(徳島県徳島市万代町1-1)
- ・香川県土木部河川砂防課 6階土木部河川砂防課
(香川県高松市番町4-1-10)
- ・愛媛県土木部河川港湾局河川課 第1別館3階河川課
(愛媛県松山市一番町4丁目4-2)
- ・高知県土木部河川課 本館6階河川課
(高知県高知市丸ノ内1丁目2-20)
- ・徳島市役所 10階保全課
(徳島県徳島市幸町2-5)
- ・鳴門市役所 共済会館1階土木課
(徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170)
- ・吉野川市役所 東館2階建設課
(徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1)
- ・阿波市役所 2階建設課
(徳島県阿波市市場町切幡字古田201-1)
- ・美馬市役所 北館4階監理課
(徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5)
- ・三好市役所 1階玄関
(徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2)
- ・佐那河内村役場 農業総合振興センター1階建設課
(徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1)
- ・石井町役場 2階建設課
(徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1)
- ・神山町役場 1階建設課
(徳島県名西郡神山町神領字本野間100)
- ・松茂町役場 1階102会議室
(徳島県板野郡松茂町広島字東裏30)
- ・北島町役場 2階建設課
(徳島県板野郡北島町中村字上地23-1)
- ・藍住町役場 2階建設課
(徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1)

- ・板野町役場 2階建設課
（徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2）
- ・上板町役場 1階建設課
（徳島県板野郡上板町七條字経塚42）
- ・つるぎ町役場 分館 2階建設課
（徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀42番地1）
- ・東みよし町役場 1階ロビー
（徳島県三好郡東みよし町加茂3360）
- ・さぬき市役所 2階建設課
（香川県さぬき市志度5385-8）
- ・東かがわ市役所 3階建設課
（香川県東かがわ市湊1847番地1）
- ・三木町役場 1階土木建設課
（香川県木田郡三木町大字氷上310）
- ・新居浜市役所 4階下水道建設課カウンター
（愛媛県新居浜市一宮町1-5-1）
- ・四国中央市役所 消防防災センター5階ロビー
（愛媛県四国中央市中曾根町500番地）
- ・高知市役所 南別館 6階河川水路課
（高知県高知市本町5丁目6-13）
- ・南国市役所 2階建設課
（高知県南国市大そね甲2301）
- ・香美市役所 4階建設課
（高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1）
- ・本山町役場 建設課閲覧コーナー
（高知県長岡郡本山町本山504）
- ・大豊町役場 1階窓口
（高知県長岡郡大豊町高須231）
- ・土佐町役場 建設課カウンター
（高知県土佐郡土佐町土居194）
- ・大川村役場 1階玄関掲示コーナー
（高知県土佐郡大川村小松27-1）
- ・いの町役場本川総合支所 1階産業建設課
（高知県吾川郡いの町長沢123-12）

吉野川水系河川整備計画変更に対するご意見の聴取について

吉野川水系河川整備計画【変更原案（一部修正）】に対するパブリックコメント

(1) 意見聴取対象：

吉野川水系河川整備計画

「吉野川の河川整備（国管理区間）」【変更原案（一部修正）】

(2) 募集期間：平成29年7月26日（水）から平成29年8月8日（火）

(3) 意見の提出方法

1) 提出方法

①郵送 ②FAX ③Eメール ④ウェブサイト ⑤投入箱

2) 記入事項

①住所（お住まいの市町名まで）

②職業（企業・団体の場合は不要）

③年齢（企業・団体の場合は不要）

④性別（企業・団体の場合は不要）

⑤ご意見

3) 提出先

①郵送の場合

宛先：〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

吉野川水系河川整備計画担当 宛

郵送される方は閲覧場所に意見募集用紙がありますので、ご確認
下さい。また、ハガキなどの自由様式の郵送も受け付けています。

②FAXの場合：088-654-9177

③Eメールの場合：skr-tokusa63@mlit.go.jp

④ウェブサイト内での書き込みの場合

<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/henkou/henkou.htm>

⑤投入箱 国土交通省事務所閲覧場所の投入箱に投函下さい。

【投入箱設置場所】

・四国地方整備局8階情報公開室

(香川県高松市サンポート3-33)

・四国地方整備局徳島河川国道事務所1階 情報発信室

(徳島県徳島市上吉野町3-35)

・四国地方整備局四国山地砂防事務所 1階 広報コーナー

(徳島県三好市井川町西井川68-1)

・四国地方整備局吉野川ダム統管理事務所 1階 広報コーナー

(徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1)

(4) 注意事項

- ①ご意見は日本語でご提出ください。
- ②郵送、FAXの場合は、別紙意見提出様式にご記入ください。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④提出いただいたご意見につきましては、公開する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- ⑤提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できうる限り吉野川水系河川整備計画（変更案）に反映いたします。
- ⑥提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
- ⑦皆様からいただいたご意見に対しては、四国地方整備局の考え方を付して公表します。
- ⑧皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑨期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑩住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

吉野水系河川整備計画【変更原案（一部修正）】に対する意見

吉野川水系河川整備計画【変更原案（一部修正）】について、以下の通り意見を提出します。

年 齢	①10代 ・ ②20代 ・ ③30代 ・ ④40代 ⑤50代 ・ ⑥60代 ・ ⑦70代以上	性 別	男 ・ 女
住 所	①徳島市 ・ ②鳴門市 ・ ③吉野川市 ・ ④阿波市 ・ ⑤美馬市 ⑥三好市 ・ ⑦佐那河内村 ・ ⑧石井町 ・ ⑨神山町 ・ ⑩松茂町 ⑪北島町 ・ ⑫藍住町 ・ ⑬板野町 ・ ⑭上板町 ・ ⑮つるぎ町 ⑯東みよし町 ・ ⑰さぬき市 ・ ⑱東かがわ市 ・ ⑲三木町 ⑳新居浜市 ・ ㉑四国中央市 ・ ㉒高知市 ・ ㉓南国市 ・ ㉔香美市 ㉕本山町 ・ ㉖大豊町 ・ ㉗土佐町 ・ ㉘大川村 ・ ㉙いの町 ㉚徳島県内 ・ ㉛香川県内 ・ ㉜愛媛県内 ・ ㉝高知県内 ㉞その他（ ）		
職 業	①会社員 ・ ②自営業 ・ ③農業 ・ ④漁業 ・ ⑤学生 ・ ⑥無職 ・ ⑦その他（ ）		

吉野川水系河川整備計画【変更原案（一部修正）】に対するご意見・ご質問

<注意事項>

ご意見は日本語でご記入下さい。なお、電話でのご意見は受け付けておりません。

●ご意見等の取り扱いについて

- ・提出いただいたご意見につきましては、公開する場合がありますのであらかじめご了承下さい。
- ・提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できる限り吉野川水系河川整備計画（変更案）に反映いたします。
- ・提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
- ・皆様から頂いたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ・期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。（個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容、個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容、個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容、法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容、営業活動等営利を目的とした内容）
- ・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

郵送・FAX
の送付先

〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
吉野川水系河川整備計画担当 宛
FAX : 088 - 654 - 9177